

第2次 京丹後市人権教育・啓発推進計画

概要版



2019年(平成31年)3月
京 丹 後 市

基本理念



計画策定の趣旨

人権問題は多様化、複雑化しています。

現代社会では、少子高齢化や高度情報化、国際化・グローバル化の進展、経済格差の拡大など、社会情勢や国際情勢は刻々と変化し、人々の意識の変化等も反映して、新たな問題が顕在化するなど、人権問題は多様化、複雑化しています。

人権教育・啓発の推進は地方公共団体の責務です。

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条は「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と規定しています。

京丹後市では、平成21年3月に「京丹後市人権教育・啓発推進計画」を策定し、人権教育・啓発に係る基本指針として、学校、地域、家庭、職域などあらゆる場面で施策を進めてきました。これまでの成果や課題を踏まえ、「第2次京丹後市人権教育・啓発推進計画」を策定しました。

計画期間

2019年度から2028年度まで

計画の目的

人権という普遍的文化の構築

すべての人が、あらゆる機会に人権教育・啓発に参加することにより、人権という普遍的文化を京丹後市において構築することを目的とします。

人権教育・啓発推進の視点

次の点に留意して推進します。

- (1) 共生社会の実現に向けた人権教育・啓発
- (2) 一人ひとりを大切に人権教育・啓発
- (3) 生涯学習としての人権教育・啓発
- (4) 自分のこととして考える人権教育・啓発



人権問題の現状等



同和問題(部落差別)

解消の方向へ進んでいます。結婚や就職の機会など依然として忌避意識や差別意識が存在していることがうかがえます。

施策の方向

- 心理的差別意識や偏見を解消するため、同和問題(部落差別)が正しく理解されるような教育・啓発活動を推進します。
- 部落差別解消推進法の基本認識のもと、国との適切な役割分担を踏まえ、施策を進めます。

女性

女性の社会参画は改善されつつありますが、依然として性に起因する暴力や性別による固定的役割分担等を背景とした差別的取り扱いなどの課題が残されています。

施策の方向

- 第2次京丹後市男女共同参画計画に基づいた施策を進めます。
- DVなどあらゆる暴力の根絶に向けて、関係機関との連携を強め、相談体制の強化や被害者支援に取り組みます。

子ども

急激な少子化により家庭や地域の子育て力が低下しています。
児童虐待、ネットいじめ、インターネットの普及による有害情報の氾濫も深刻な問題です。
また、子どもの貧困問題も新たな課題となっています。

施策の方向

- 京丹後市次世代育成支援対策行動計画に基づいた施策を進めます。
- 京丹後市いじめ防止等基本方針に基づき、いじめを許さない教育活動に取り組みます。
- すべての子どもが、将来に夢や希望を持って成長していけるよう、総合的な取組を進めます。

高齢者

高齢化が急速に進行し、一人暮らしや介護を要する高齢者が増加する中、虐待など高齢者の人権侵害が発生しています。
高齢者が生き生きと暮らしていける社会をつくることが求められています。

施策の方向

- 京丹後市高齢者保健福祉計画に基づいた施策を進めます。
- 高齢者の社会参加に向けた取組を進めます。
- 高齢者の暮らしやすいまちづくりを推進するとともに、高齢者の人権問題にかかる啓発に努めます。

障害のある人

障害のある人に対する理解が依然として十分とは言えない状況です。
障害や障害のある人への理解を深め、心のバリアを取り除くことが課題です。

施策の方向

- 障害のある人の人権と障害理解の啓発に努めるとともに、障害特性に応じたコミュニケーションの環境整備の促進を図ります。
- 障害のある人の生きがいづくりを支援します。
- 雇用・就労の場の拡大に努めます。

外国人

特定の国籍の外国人を排斥する趣旨の言動、いわゆるヘイトスピーチが公然と行われる問題が発生しています。

外国人市民とすべての市民が相互に理解を深め、共生する社会を築くことが重要です。

施策の方向

- 市民一人ひとりが異なる文化や考え方を理解し、相互の人権を尊重し合う「心の国際化」を推進します。
- 外国人市民が地域の担い手としてまちづくりに参画できるよう取組を進めます。
- 京丹後市国際交流協会等関係機関と連携を図りながら啓発を進めます。

犯罪被害者等

犯罪被害者は、直接的な被害だけでなく、精神的・経済的負担など二次的被害を受けています。

被害者の多岐にわたるニーズに応えるため、関係機関・団体が相互に連携した活動が求められています。

施策の方向

- 犯罪等発生後、関係機関と連携し、継続的な支援を行います。
- 各種支援制度の周知や犯罪被害者の置かれている状況について、市民の理解を深めるための啓発に取り組みます。



さまざまな人権問題

【ハンセン病】

- ハンセン病に関する正しい知識を普及させ、偏見や差別を解消します。

【エイズ】

- エイズ患者・HIV感染者が尊厳を持って暮らせる社会づくりを目指した総合的な取組を推進します。

【難病】

- 難病に関する正しい知識の普及・啓発に努めます。

【ホームレス】

- 京丹後市地域福祉計画に基づき、自立支援体制の充実を図ります。

【性同一性障害、性的指向の問題】

- 多様な性に対する正しい理解と認識を広げるための啓発活動の推進に努めます。

【その他の人権問題】

- 刑を終えて出所した人、アイヌの人、婚外子、識字問題、北朝鮮当局の拉致問題など様々な人権に対する差別意識や偏見の解消に向けた啓発活動を推進します。

社会情勢の変化等により顕在化している人権にかかわる問題

【インターネットによる人権侵害】

- インターネットの危険性について周知し、情報モラルとメディアリテラシー（流通する情報を活用する能力）の向上を図ります。

【個人情報の保護】

- 京丹後市個人情報保護条例を的確に運用し、個人の権利利益の保護を図ります。

【自殺対策の推進】

- 自殺対策に関する普及啓発、相談や支援体制の充実など取組を進めます。



人権教育・啓発の推進

保育所・認定こども園

- 他の子どもとの関わりの中で人権を大切に
する心を育むことができるよう、保育・教
育活動の一層の推進に努めます。
- すべての職員に対する研修の充実を図り、
人権問題や人権教育に関する認識の深化と
指導力の向上に努めます。



地域社会

- 公民館などを拠点とし、人権に関する学習
機会を提供します。地域社会において人権
教育を推進していくことができる指導者の
養成に努めます。
- 学習者のニーズを踏まえ、学習内容や開催
方法の工夫・改善を図ります。
- 学校教育との連携を図りつつ、青少年の社
会性や豊かな人間性を育むため、多様な体
験活動の機会の充実を図ります。

学校



- 一人ひとりを大切にした教育が推進される
よう、学習内容や指導方法の一層の改善に
努めます。
- 人権教育の研究実践を深めるとともに、効
果的な教育実践の共有に努めます。
- 各学校が人権に配慮した教育活動等に努め
るなど、子どもたちが安心して楽しく学ぶ
ことのできる環境づくりに努めます。
- 家庭や地域社会などと連携・協力しながら、
社会性や豊かな人間性を育むため多様な体
験活動の機会の充実を図ります。
- 人権教育にかかわる教職員研修を推進し、
認識の深まりと指導力の向上に努めます。

家庭



- 愛情豊かな家庭を作れるよう、学習機会の
充実や情報の提供に努めます。
- 子育てに不安や悩みを抱える保護者への相
談事業や相談体制の充実を図ります。
- 家庭、学校、地域の連携を強め、地域社会
全体で子どもを育てることのできる環境の
再構築を進めます。

企業・職場



- 企業・職場が実施する人権研修等に対し、
情報提供などの支援に努めるとともに、企
業・団体を対象とした人権啓発の研修会等
を行います。
- 公正な採用選考についての啓発を推進し、
採用時や職場内での人権侵害を防止でき
るよう、情報提供などの支援を行います。



人権に関する職業従事者に対する研修などの推進

教職員・社会教育関係者

- 学校における日常的な研修を基本としながら、教職員の人権教育に関する実践力や指導力の向上を図ります。
- いじめの未然防止・早期発見・早期対応や体罰の根絶のために、研修などを通じて教職員の資質の向上を図ります。
- 人権教育に関する指導者としての資質向上を図るための研修の充実に努めます。



医療関係者

- インフォームドコンセント（説明と同意）の徹底や適切な患者の処遇等、人権意識の一層の向上を図るため、病院・診療所における人権教育・人権啓発の充実に努めます。



保健福祉関係者

- 人権研修の充実に努めるとともに、関係団体等における保健福祉関係者に対する人権研修の充実に支援します。

消防関係者

- 人権に関する正しい知識を修得し、その重要性を認識して各種消防業務において適切な対応を行えるよう、人権意識の高揚に向けた教育・研修の充実に努めます。

市職員

- 職務内容に応じた人権研修を推進します。
- 人権意識の醸成を目指すため、講義・講演方式に加え、討議方式などを取り入れた研修を行います。
- 各種の研修教材の整備及び情報の提供に努めます。
- 地域社会においても様々な人権問題の解決に向けて積極的な役割を果たすことができる職員の育成に努めます。



メディア関係者

- 活動を通して積極的に市民に対して人権尊重の働きかけを行うよう要請に努めるとともに、常に人権に配慮した報道が行われるよう促します。



計画の推進

指導者の養成

- 人権教育・啓発を推進していく指導者の養成にあたり、研修内容、方法の工夫を図ります。
- 指導者に対する継続的な情報提供を行い、その活動を支援します。

人権教育・啓発資料などの整備

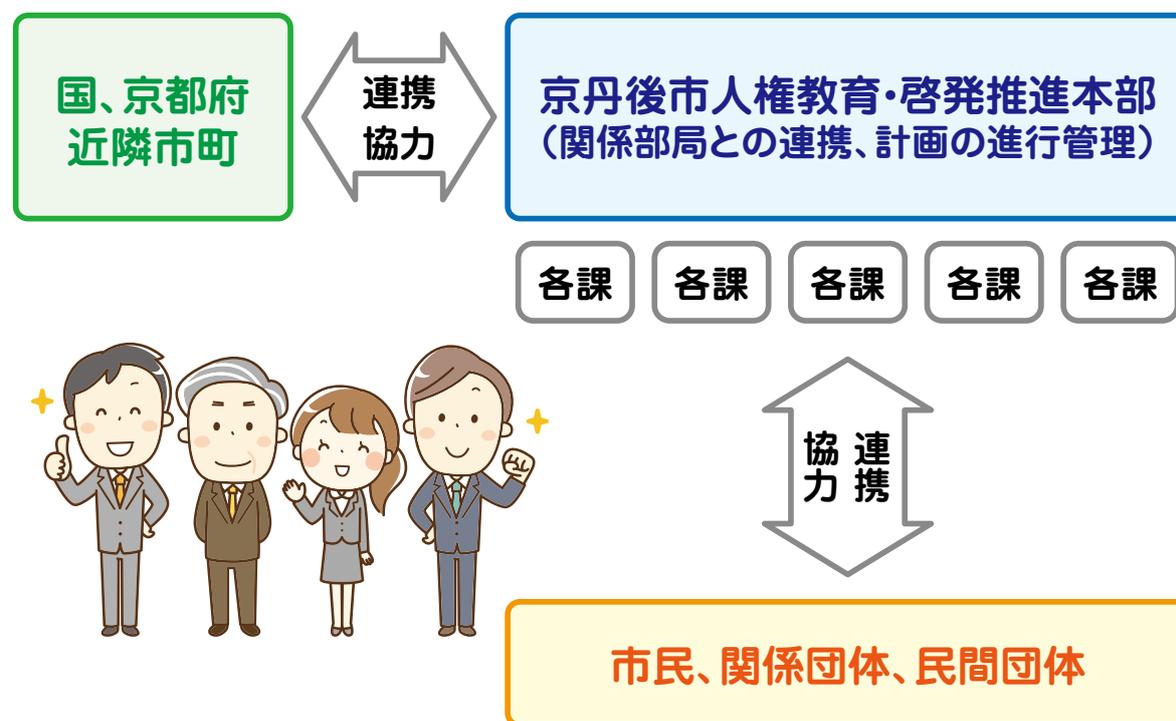
- 保育所・認定こども園、学校、地域社会、家庭、企業・職場など生涯のあらゆる場面で、人権について学ぶことができる人権教育・啓発資料などの整備を進めます。

効果的な手法による人権教育・啓発の実施

- 幼児期からの発達段階や地域の実情などに応じ、学校教育、社会教育が相互に連携しながら人権教育を推進します。
- 市民が主体的・能動的に参加できる手法を積極的に取り入れるとともに、すべての世代の様々な職業の市民が興味を持ち、参加しやすい開催方法やテーマ設定を工夫します。

国、京都府、近隣市町、関係団体等との連携

- 国、京都府、近隣市町、人権啓発活動地域ネットワーク協議会、関係団体及び民間団体と連携・協力し、様々な人権教育・啓発活動を展開していきます。





第2次京丹後市人権教育・啓発推進計画[概要版]

2019年(平成31年)3月発行

京丹後市市民環境部市民課
〒627-8567 京丹後市峰山町杉谷889番地
TEL 0772-69-0210